（様式第3号の2）

記載要領

公務員等

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）申請書

市区町村

令和3年9月30日時点の住民票所在市区町村
玉東　　町長殿

修正する場合は、二重線で訂正をお願いします。

1. 申請者

記入日	令和　年　月　日

（フリガナ） 氏　名	性別	生年月日	申請者の現住所（住民票所在地）
ギョクトウ　タロウ 玉東　太郎		平成 ● 年 △ 月 □ 日	玉東町~~木葉~~稲佐〇〇番地 電話　（　　）

※裏面の事項(1)～(6)に誓約・同意の上、申請します。

所属庁	申請者の住所　（令和3年9月30日時点の住民票所在地） ※現住所と同じ場合は記入不要
玉東町	■■市△△丁目■■番地

〇〇省、〇〇県、〇〇市、〇〇町、〇〇村等と、所属先を記載してください。

2. 対象児童

※「支給対象児童」の範囲については記載要領を参照してください

No.	（フリガナ） 氏　名	続柄	性別	生年月日	平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童（高校生）に〇をつけてください	同居・別居の別	結婚している場合〇をつけてください	住所（別居の場合のみ記入）
1	ギョクトウ　イチロウ 玉東　一郎	子	男	平成 ● 年 ● 月 ● 日		同		
2	ギョクトウ　ハナコ 玉東　花子	子	女	平成 ● 年 ● 月 ● 日	〇	別	〇	■■市△△丁目■■番地
3				年　月　日				
4				年　月　日				
5				年　月　日				

※同居・別居の別については令和3年9月30日時点の状況を選択してください。

公務員児童手当受給状況証明欄

証明欄　附番

※この欄は、所属庁が記入しますので、申請者は記入しないでください。
※特例給付の対象の方（児童手当の所得制限限度額以上の方）は証明されません。

申請内容は相違なく、上記の申請者は、上記＿＿＿＿人の対象児童に係る令和3年9月分（9月以降生まれの児童は10月分以降）の児童手当（特例給付を除く本則給付）の受給者であること、 および児童手当額の算定（支給対象児童の出生順位の確認）のため上記＿＿＿＿人の児童（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の養育者として認定されていることを証明します。

令和　　年　　月　　日

証明者

【記入担当職員様へ】
高校生世代の児童がいない場合は、0と記入してください。

証明事務担当
担当課（室）・担当係
電話番号

（日本産業規格Ａ列４番）

本給付金支給実施市区町村である令和3年9月30日時点の住民票所在市区町村にご提出ください。

児童を養育している方のうち、主たる生計維持者（基本的に所得の高い方）を申請者としてください。

平成15年4月2日から令和4年3月31日生まれのお子さんのお名前を記入してください。

※すでに本給付金を受給された申請者が、新たに生まれた児童の申請をする場合は、その児童のみを記載してください。

この欄は、所属庁が記入しますので申請者・請求者は記入しないでください。
特例給付の対象の方（児童手当の所得制限限度額以上の方）については、この給付金の支給対象者とはならないため、所属庁による証明が行われず申請書が返却されますが、当該申請書による申請はしないでください。
※高校生世代（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童のみ養育している申請者は、この申請書ではなく、玉東町ホームページ掲載の「高校生等」の申請書で申請してください。

公務員等

3. 受取方法

口座をお持ちでない方や児童手当を受給していない高校生の保護者の方等は下記に記載の上、届け出をお願いします。

※振込先金融機関口座確認書類

受取口座を記入してください。また、振込金融機関口座確認書類（通帳の写し等）を必ず添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名		分類	口座番号（右詰めでお書きください。）	（フリガナ） 口座名義
●●	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連	●●	本・支店 本・支所 出張所	1. 普通 2. 当座	○○○○○○○	ギョクトウ タロウ 玉東 太郎
金融機関番号	○○○○	店番号	○○○			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※なお、口座開設が出来ない等、振込口座を指定していない方は下記チェック欄に○の記入をお願いします。

○児童手当振込口座を持っていないため、市区町村窓口での現金による支給を希望します。

チェック欄 ☐

受取方法のうち、現金による支給は「金融機関に口座がない方」、「金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方」などに限られます。

【誓約・同意事項】

（1）申請内容等に偽りがあった場合、相
（2）子育て世帯への臨時特別給付（先行
　ことや必要な資料を他の行政機関等
（3）公簿等で確認できない場合は、関係
（4）この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
（5）市区町村が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市区町村が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取り下げられたものとみなします。
（6）給付金の支給後、令和2年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）を返還します。

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

必要書類の提出漏れがないか確認をお願いいたします。
提出書類に漏れがある場合、支給が遅れる場合があります。